

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成20年4月24日(2008.4.24)

【公開番号】特開2006-200111(P2006-200111A)

【公開日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【年通号数】公開・登録公報2006-030

【出願番号】特願2005-84092(P2005-84092)

【国際特許分類】

D 2 1 H	13/24	(2006.01)
B 3 2 B	27/02	(2006.01)
D 0 6 N	7/00	(2006.01)
D 2 1 H	13/16	(2006.01)
D 2 1 H	27/20	(2006.01)

【F I】

D 2 1 H	13/24
B 3 2 B	27/02
D 0 6 N	7/00
D 2 1 H	13/16
D 2 1 H	27/20

A

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月10日(2008.3.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

(カビ抵抗性試験)

A. 壁紙試料

- (1) 生分解性壁紙 [280g/m<sup>2</sup>] (試料No.1,2)
- (2) 本発明に係る通気性壁紙 [230g/m<sup>2</sup>] (試料No.3,4,5)
- (3) 塩ビ(PVC)壁紙 [290g/m<sup>2</sup>] (試料No.6,7,8)

B. 壁紙用接着剤

- (1) ドイツ、ヘンケル社の接着剤 [ヘンケル剤] (試料No.1,4,7)
- (2) ドイツ、ヘンケル社の防カビ剤入り接着剤 [防カビ剤] (試料No.2,5,8)
- (3) 市販のデンプン糊 [デンプン糊] (試料No.3)

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

以上のカビ抵抗性試験結果から、本発明に係る通気性壁紙(試料No.3,4,5)は、壁紙用接着剤の種類に関係なくカビ抵抗性に優れていることが確認された。また、その他の壁紙については、防カビ剤入り接着剤を使用することにより、カビ抵抗性を高めることができることが確認された。